

# 介護保険における 特定福祉用具販売・指定福祉用具貸与

---

中新川広域行政事務組合 介護保険課  
TEL 076-464-1316

## 目 次

### 《介護保険における福祉用具の購入》

1. 福祉用具購入の目的と概要	2
(1) 対象者	2
(2) 支給限度額	2
(3) 支給方法について	2
(4) 福祉用具購入費の手続き	3
.....	3
(5) ケアマネジャーの留意点	4
(6) 注意点	4
2. 福祉用具の対象種目	5
(1) 腰掛便座	5
(2) 自動排泄処理装置の交換可能部品	5
(3) 入浴補助用具	5
(4) 簡易浴槽	6
(5) 移動用リフトのつり具の部分	6
(6) 排泄予測支援機器	6
(7) 固定用スロープ	6
(8) 歩行器	6
(9) 歩行補助つえ	6
3. Q&A	7
(1) 介護保険特定福祉用具購入費支給に関する総合的な質問と回答	7
(2) 介護保険特定福祉用具購入費支給の購入品の種類ごとの質問と回答	8

### 《介護保険における福祉用具の貸与》

1. 福祉用具貸与について	9
(1) 対象者	9
(2) 対象種目	9
(3) 例外給付に係る申請書類について	10、11

## 介護保険における福祉用具の購入

### 1. 福祉用具購入の目的と概要

介護保険における福祉用具は、できるだけ居宅で能力に応じ、自立した日常生活を営めるよう利用者の心身の状況、希望、環境を踏まえ、日常生活上の便宜を図り、自立を助けるとともに、介護者の負担軽減を図ることを目的としています。

また、要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び機能訓練の為に用具であって、利用者がその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう助けるものについて、保険給付の対象としています。

介護保険では、入浴用品や排せつ用品等、衛生面で貸与（レンタル）になじまない福祉用具について、特定福祉用具販売事業者として都道府県や政令都市等による指定を受けた介護保険サービス事業者から購入した場合、申請によりその購入にかかった費用の一部を「特定福祉用具購入費」として支給します。

#### (1) 対象者

要支援1・2、要介護1～5と認定され、自宅で生活されている方。  
(入院中の方や施設介護サービスを受けている方は対象になりません。)

#### (2) 支給限度額

福祉用具購入費の支給対象となる金額は、要支援・要介護度にかかわらず、同一年度内（4月1日～翌3月31日）で10万円までです。

ただし、1割、2割または3割は自己負担となりますので、介護保険から支給される額は9万円、8万円または7万円が上限となります。なお、支給限度額（10万円）を超えた場合は、超えた分については、全額自己負担となります。

(例) 購入金額 10万 1,000 円の福祉用具を購入した場合(自己負担 1 割の方)

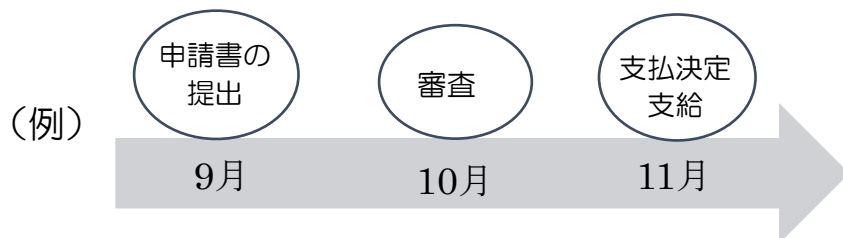
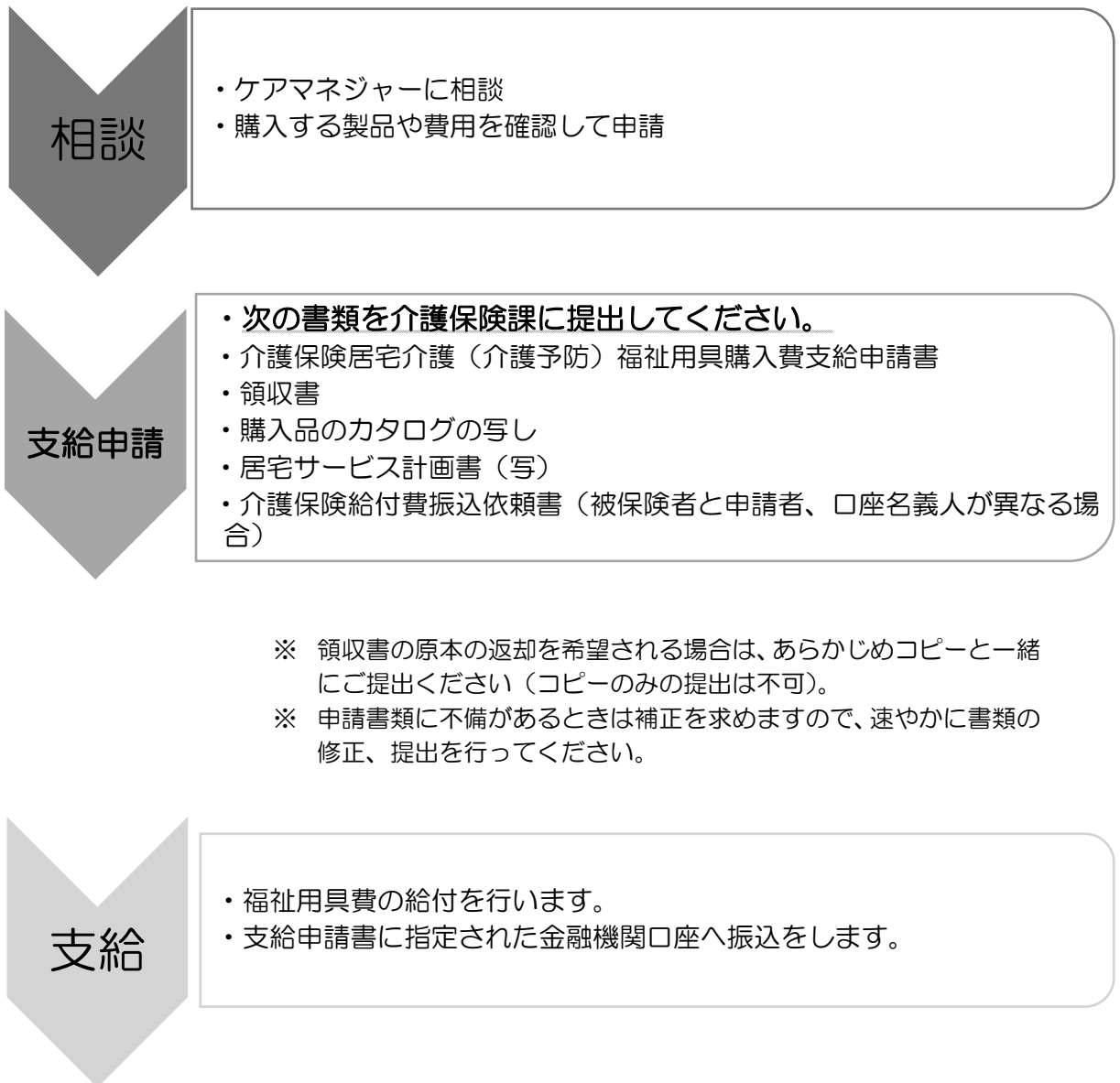
《購入金額》 10万 1,000 円	
《保険給付分》 9万円	《自己負担分》 1万円 +1,000円(上限金額超過分)

#### (3) 支給方法について

##### 償還払い

保険給付対象購入費(上限 10 万円以内)を一旦全額本人が支払い、保険給付分を介護保険負担割合証に記載のある割合（1～3 割）を差し引き、残りを介護保険より支払われる方法です。

#### (4) 福祉用具購入費の手続き



## (5) ケアマネジャーの留意点

◎ 介護保険法による福祉用具購入は、ケアマネジャーの専門的な視点から判断した、被保険者に必要な用具であり、厚生労働大臣が定める種類の福祉用具のみが支給対象となります。販売業者、被保険者及び被保険者の家族の要望だけでは、支給対象とならない場合があります。

そのため、まず被保険者および被保険者の家族と十分に協議を行ったうえ、関係業者の協力を得て進めてください。

◎ ケアマネジャーは、福祉用具購入に関し、被保険者の心身の状況、日常生活上の行動経路、住宅の状況など総合的に勘案し、必要な福祉用具を検討してください。

## (6) 注意点

◎ 原則として、用途が同じものや機能が同一の福祉用具を再度購入する場合は、福祉用具購入費の対象ではありません。ただし、次の場合など特別な事情がある場合は、対象となることがありますので、事前にご相談ください。

- ・購入された方の介護の必要な状態が著しく変化したことにより、その用具では用をなさなくなった場合。
- ・福祉用具購入後、概ね5年が経過し、経年劣化が激しく使用により生活に支障が生じるもの

◎ 原則として、病院に入院中または施設に入所中の方は、福祉用具購入費の支給は受けられませんが、退院や退所が決まっていて、在宅に戻ってから福祉用具が直ちに必要となる場合は、購入前にケアマネジャー等へご相談ください。

◎ 特定福祉用具販売の指定を受けた介護保険サービス事業所から福祉用具を購入していない場合には、支給の対象となりません。

◎ 住所登録地以外で福祉用具を利用する場合には、理由書の提出が必要です。

## 2. 福祉用具の対象種目

介護保険の給付対象となる福祉用具の種類及びその留意事項は次のとおりです。

### (1) 腰掛便座

次のいずれかに該当するもの。 ※設置費用は保険給付対象外

- 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの。(腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む。)
- 洋式便器の上に置いて高さを補うもの。
- 電動式またはスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有するもの。
- 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器。(水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。)

### (2) 自動排泄処理装置の交換可能部品

自動排泄処理装置の交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等)のうち、尿や便の経路となるもので被保険者またはその介護を行う者が容易に交換できるもの。

※専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は保険給付対象外

### (3) 入浴補助用具

- ① 入浴用いす  
座面の高さが概ね 35 cm以上のもの、またはリクライニング機能を有するものに限る。
- ② 浴槽用手すり  
浴槽の縁を挟み込んで固定することのできるものに限る。
- ③ 浴槽内いす  
浴槽内に置いて利用することができるものに限る。
- ④ 入浴台  
浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。
- ⑤ 浴室内すのこ  
浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。
- ⑥ 浴槽内すのこ  
浴槽内に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。

⑦ 入浴用介助ベルト

要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。

(4) 簡易浴槽

空気式または折りたたみ式等で容易に移動できるもの（硬質の材料であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含み、居室において必要であれば入浴可能なもの）であって、取水または排水のために工事を伴わないもの。

(5) 移動用リフトのつり具の部分

身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。

※リフト本体は福祉用具貸与の対象

(6) 排泄予測支援機器

利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行うものに自動で通知するものである。専用ジェル等装着の都度、消費されるもの及び専用シート等の関連製品は除かれる。

(7) 固定用スロープ

主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないもの。便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く。

(8) 歩行器（歩行車は除く）

脚部がすべて杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車を除く。

(9) 歩行補助つえ（松葉づえは除く）

カナディアン・クラッチ、ロフトスランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

### 3. Q&A

これは、全国の保険者（市町村）がケアマネジャーや福祉用具販売業者から質問を受け、それに対する国の回答をまとめたものです。ただし細部に関しては保険者（市町村）の判断に委ねられている部分もあり、全国一律の基準ではありません。支給対象となるか判断に迷うケース、表面上は同じに見える内容の購入であっても詳細部分で異なるケースなどが想定されます。本回答集の内容に縛られず、申請にあたって疑問等がありましたら福祉用具購入担当（介護保険課 TEL 076-464-1316）までお問い合わせください。

#### (1) 介護保険特定福祉用具購入費支給に関する総合的な質問と回答

項目	質問	回答
部品購入費	介護保険の適用となる特定福祉用具の部品を交換した場合の部品購入費は福祉用具購入費の対象となるか。	福祉用具を構成する部品については、福祉用具購入費の対象となる福祉用具であって、製品の構造上、部品交換がなされることが前提となっている部品について、市町村が部品を交換することを必要と認めた場合には、介護保険の適用対象となる。
	福祉用具の購入について、故障した場合等のメンテナンスの必要から部品を購入した場合は支給対象となるか。	予備の部品を購入するのは必要性がないため、支給対象外とする。
同一種目の購入	既に同一品目のシャワーチェアを購入した履歴があるが、カビやヌメリがあり、滑って転倒するリスクがあるので再度購入したいが、対象となるか。	原則として既に購入したものと同一品目の福祉用具は給付の対象外であるがケアプランに状態の記載をし、福祉用具の写真を添付し協議した上で経年劣化が激しく、生活に支障が生じるものについては対象となる場合がありますので、介護保険課まで事前に相談してください。
	1階と2階の両方のトイレを利用するが、両方のトイレに補高便座を購入することはできるか。	同一種目・品目の福祉用具の複数購入は支給対象外である。
	退院したばかりの一人暮らしで、昼間はトイレに行けるので補高便座購入し、夜間は足元が暗く、転倒の危険もあるのでポータブルトイレを購入することは可能か。	同一種目だが、用途・目的が異なるため、購入可能である。
	浴室と浴槽内の段差を解消するために「浴室すのこ」と「浴槽すのこ」による段差解消は認められるか。また、「浴室すのこ」と「浴槽すのこ」との段差解消はどうか。	同一種目だが、用途・目的が異なるため、購入可能である。

(2) 介護保険特定福祉用具購入費支給 購入品の種類ごとの質問と回答

項目	質問	回答
入浴補助用具 (浴槽用手すり)	浴槽内いすを、浴槽の内用と外用で1台ずつ購入し、踏み台として使用することは可能か。	同一商品は基本不可であり、浴槽内いすを踏み台として使用することは本来の使用方法ではないため、浴槽内いすの外用での購入はできない。
	浴槽内いすの取扱説明書において、踏み台としての利用が認められているものがあるが、このような場合、浴槽外において段差解消を図る目的として使用することは介護保険の給付対象となるか。	取扱説明書において、踏み台としての利用が認められていても、これは製品の機能の話であり、浴槽内いすを本来の使用方法・目的と異なる、浴室の段差解消に使用することは介護保険の支給対象外となる。
	浴槽内いすの脚部に滑り止めマットが付いた製品は福祉用具の支給対象か。	滑り止めマット自体は給付対象種目ではない機能のため、浴槽内いすの部分と滑り止めマット部分が分けられる場合は、浴槽内いすの部分のみが給付対象となる。
入浴補助用具 (浴室内すのこ)	浴室内すのこの購入で、市販のものではサイズが合わないため、業者に作ってもらうこと(オーダーメイド)は可能か。また、オーダーメイド製品購入時の注意点は何かあるか。	オーダーメイドは可能とする。支給申請時に製品の写真と見積書が必要です。(写真については既製品を少し加工した程度なら既製品のカタログでも可能とする。)また、作成業者は事業所認定を受けていなくても構わないが、必ず販売は認定業者が行い、領収証及び申請書には当該認定事業所のものとする。
	浴室内すのこ等、既製品では対応できない特定福祉用具購入費に係る福祉用具を本人又は家族等が製作した場合、材料の購入費を支給対象としてよいか。	材料の購入費を支給対象として差し支えない。 なお、特定福祉用具購入費において、本人又は家族等以外が製作したオーダーメイドの福祉用具についても支給対象となる。この場合、材料から製品が出来上がるまでの費用(材料費から加工・組み立て費まで)が支給対象となる。
入浴補助用具	段差解消を目的とした「滑り止めマット」や浴槽内の高さを調整するための「滑り止めマット(浴槽用)」は特定福祉用具購入の対象となるか。	「滑り止めマット」については、浴室内すのこに該当しないため、特定福祉用具購入の対象外となる。

# 介護保険における福祉用具の貸与

## 1. 福祉用具貸与について

福祉用具使用の目的は、福祉用具購入と同じく、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障があるような要介護者等の生活上の便宜を図り、自立を助けるための用具です。

### (1) 対象者

介護保険の要介護者等で、居宅において生活をしている方。  
(介護保険施設、認知症対応型共同生活、医療入院等の方は貸与できません。)

福祉用具の購入とは異なり、居宅サービス（介護予防サービス）利用の支給限度額内のサービス利用となり、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に位置づけて利用します。

### (2) 対象種目

要介護状態区分等により貸与ができる種目が異なります。

#### ◎ 福祉用具貸与の種目

種 目	要支援 1・2、要介護 1	要介護 2・3	要介護 4・5
自動排泄処理装置 (尿のみの機能のもの)	<b>原則、保険給付の 対象外</b> <small>(※一定の条件に該当する 場合は<b>例外給付</b>の対象)</small>		
車いす及び車いす付属品			
特殊寝台及び特殊寝台付属品			
床ずれ防止用具			
体位変換器			
認知症老人徘徊感知機器			
移動用リフト (つり具を除く)			
手すり	<b>保険給付の対象</b>		
スロープ			
歩行器			
歩行補助つえ			
自動排泄処理装置 (尿及び便の機能のもの)			

### (3) 例外給付に係る申請書類について

例外として使用が認められる判断基準と申請様式は以下の通りです。

#### • 住所登録地以外での福祉用具の利用について（申請書類：必要）

原則として、介護保険被保険者証に記載されている住所を「居宅」として取り扱い、一時的に居宅以外での福祉用具の利用が必要な場合に提出していただきます。

##### 【申請書類】

- 介護保険における福祉用具貸与および購入理由書（住所登録地以外での福祉用具の利用について）
- 居宅サービス計画書
- カタログの写し

※一時的とは短期間で住所登録地に戻ることを想定しています。概ね1年以上、継続して居住される場合や住所登録地に戻る予定がない場合は住所変更などの検討が妥当と考えます。

※新たに住所登録地以外で福祉用具を貸与及び購入される際に申請が必要になります。貸与の場合は利用開始前に、購入の場合は購入前にケアプランと別紙理由書を介護保険課へ必ず提出ください。

#### • 福祉用具貸与における同一品目の複数貸与の取扱いについて（申請書類：不要）

介護保険法施行規則第70条により、福祉用具購入については同一品目の購入を不可としていますが、福祉用具貸与については規定されていません。しかし、貸与に関しては購入の規定に準ずる部分もあるため、給付の効率化・適正化の観点からもサービス計画書になぜ2台貸与が必要なのかをケアプランに明記してください。

ケアマネジャーが当該被保険者にとって本当に複数必要であるという理由のもとで貸与可能としておりますので、ご注意ください。

#### • 上がり框用ステップ台付手すりなど（申請書類：不要）

中新川広域行政事務組合の福祉用具貸与については、公益財団法人テクノエイド協会のTAISコードを取得し、かつ区分で「貸与」を満たすものを対象としています。対象外の商品の貸与を希望する際の書類申請は不要ですが、被保険者の状態を踏まえてケアプランに明記してください。

#### • 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について（申請書類：必要）

軽度者（要支援1・2、要介護1）に対する福祉用具貸与については、車いす等の種目は原則保険給付の対象外となりますが、別に告示で示された一定の例外となる者、つまり種目ごとに必要性が認められる一定の状態にある人については、保険給付の対象として例外的に福祉用具貸与が行われています。軽度者に対し、福祉用具貸与の例外給付を行う場合には、ケアマネジャーもしくは地域包括支援センター担当職員が適切な手順により利用者の状態像や福祉用具貸与の必要性を慎重に精査し、適切なケアマネジメントを行うことが必要です。

申請の際には、利用者の状態像によって様式が異なりますので、次のページをご確認ください。

【申請書類】

- 申請書様式1 または様式2

福祉用具の種類、状態像など判断基準に基づき申請書様式が異なります。以下の表をご確認ください。

- サービス担当者会議の記録 □ 居宅サービス計画書 □ カタログの写し

※基本調査の結果によっては、上記に加えて「医師の意見確認書」が必要です。

※様式が異なっている場合、再度提出していただきますので、ご注意ください。

【例外として使用が認められる判断基準と申請様式】

福祉用具の種類	使用できる状態像	基本調査の結果	申請書の様式	中新川からの通知有無
(1)車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 ●日常生活に歩行が困難なもの	1-7「歩行」⇒「3.できない」	□ 様式1	なし
	●日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められるもの(★) ア(二)	★基本調査項目なし 1-7「歩行」⇒「1.できる」、「2.つかまれば可」	□ 様式2	なし
(2)特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 ●日常的に起き上がりが困難な者 ●日常的に寝返りが困難な者	1-4「起き上がり」⇒「3.できない」 1-3「寝返り」⇒「3.できない」	□ 様式1	なし
		上記以外	□ 様式1 □ 軽度者に対する福祉用具貸与に係る医師の意見確認書	あり
(3)床ずれ防止用具および体位変換器	●日常的に寝返りが困難な者	1-3「寝返り」⇒「3.できない」	□ 様式1	なし
		上記以外	□ 様式1 □ 軽度者に対する福祉用具貸与に係る医師の意見確認書	あり
(4)認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 ●意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	3-1「意思の伝達」⇒「1.できる」以外 または 3-2～3-7のいずれか「2.できない」 または3-8～4-15のいずれか「1.ない」以外 そのほか、主治医意見書において認知症の症状があることが記載されている	□ 様式1	なし
	●移動において全介助を必要としない者	2-2「移動」⇒「4.全介助」以外 2-2「移動」⇒「4.全介助」	□ 様式1 □ 軽度者に対する福祉用具貸与に係る医師の意見確認書	あり
(5)移動用リフト(つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者 ●日常的に立ち上がりが困難な者	1-8「立ち上がり」⇒「3.できない」	□ 様式1	なし
	●移乗が一部介助または全介助を必要とする者	2-1「移乗」⇒「3.一部介助」、「4.全介助」		
	●生活環境において段差の解消が必要と認められる者(★) オ(三)	★基本調査項目なし 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	□ 様式2	なし
(6)自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 ●排泄に全介助を必要とする者	2-6「排便」⇒「3.できない」 2-1「移乗」⇒「4.全介助」	□ 様式1	なし
		上記以外	□ 様式1 □ 軽度者に対する福祉用具貸与に係る医師の意見確認書	あり

※(6)自動排泄処理装置については、要介護2及び要介護3の方も対象